

福山地方卸売市場
再整備に向けたサウンディング型市場調査

実施要領

令和2年3月16日

福山地方卸売市場

【目次】

1. 調査の目的 / 調査の概要	1
2. 福山地方卸売市場の概要	2
3. 市場再整備に関する考え方	6
(1) 基本目標 / 計画要点	6
(2) 市場再整備イメージ素案.....	6
(3) 事業方式（手法）イメージ.....	10
(4) 借地料・施設使用料等事業条件イメージ	12
(5) その他	12
(6) 事業全体スケジュール（想定）	12
4. サウンディング型市場調査（対話）実施にあたっての応募手続等	13
(1) 対話の対象者	13
(2) 対話の内容（意見、提案、要望をヒアリングしたい内容）	14
(3) 参加申込手続	14
(4) 実施要領及び対話に関する質問等の受付	14
(5) 対話日時及び対話実施場所	15
(6) 書類の提出等	15
(7) 結果の公表	15
(8) 留意事項	15
(9) 本件に係る問い合わせ先.....	16

1. 調査の目的 / 調査の概要

福山地方卸売市場は、昭和 46 年の開設から 50 年近くが経過しており、施設の老朽化や機能不足等の課題解決に向け、現在地での再整備を前提とし、全面建替えも視野に入れた検討を行っております。

再整備にあたっては、施設の老朽化更新と市場機能の強化を目的としており、その実現に向け、PPP による様々な民間活力導入手法を検討している他、合理的かつ効果的に市場機能をコンパクト化できた場合、これにより生まれる市場内敷地（以下、余剰地という）については、再整備の原資として有効利用することも視野に入れております。

今回、大きく区分すると下記 2 点のいずれかに該当する事業者の皆様から、広く忌憚のない意見や提案、要望を伺うことを目的としております。

- 1) 「市場機能の更新（建設）」、「一般市民向けの賑わい創出」や「余剰地活用」について、事業手法や整備の方向性、事業参画可否や市況ニーズ等、提案や意見が可能な外部（民間）事業者の皆様
- 2) 福山地方卸売市場再整備にあたり、改善すべき課題や求める機能、期待する内容等について、提案や意見が可能な市場関連（関係・利用）事業者（生産者様、実需者様）の皆様

今回調査で頂いたご提案やご要望を踏まえ、福山地方卸売市場としての「再整備計画（案）」を策定する予定です。最終的な再整備計画策定に向け、今回のサウンディング型市場調査は、全 2 回を予定している第 1 回目の調査（以下、予備調査という）として考えております。

「再整備計画（案）」策定後、第 2 回目の調査（以下、本調査という）を実施する予定です。予備調査にご参加頂いた事業者の皆様に対し、優先的に次回の本調査にご参加頂く予定です。

（※但し、予備調査へのご参加が、次回本調査への強制、ならびに決定（確約）を約束するものではないことを、ご了承下さい。）

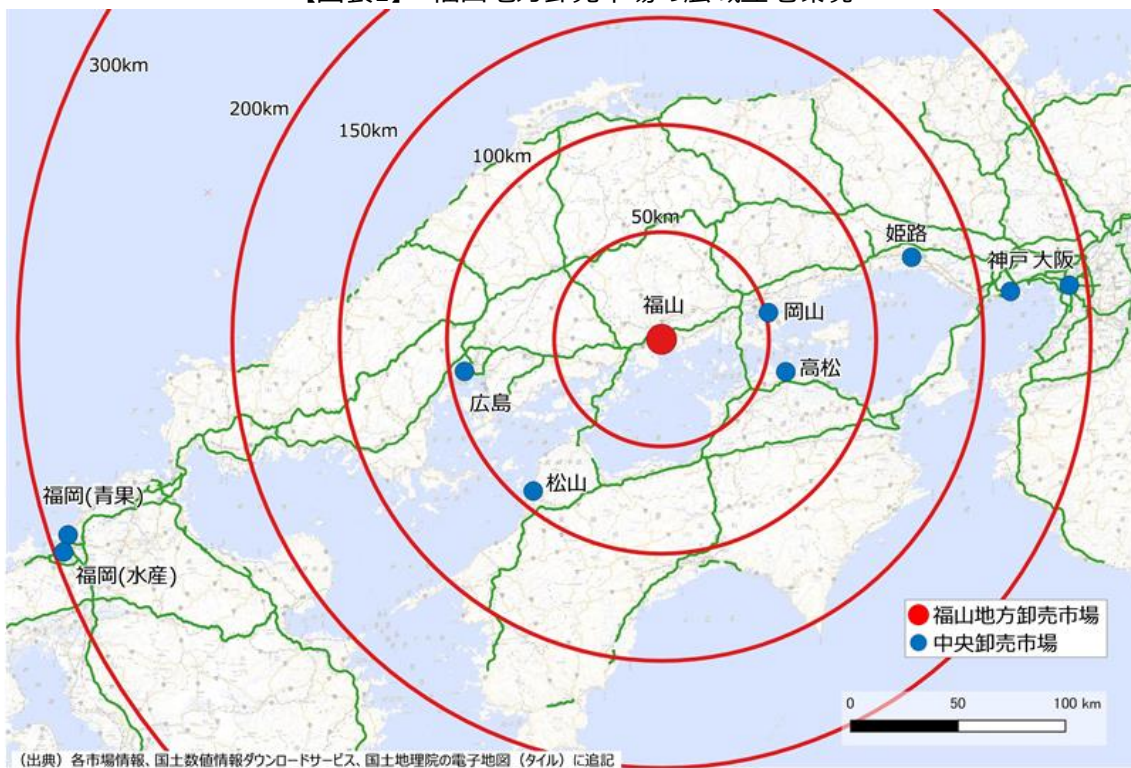
応募して頂く皆様は、実施要領の内容を十分にご理解頂いたうえで、応募に必要な書類等をご提出いただき、積極的なご参加をお願いします。

2. 福山地方卸売市場の概要

福山地方卸売市場は、昭和46年（1971年）に市内で別々に立地・取引を行っていた青果市場と水産市場を統合し、現在地に開設しました。以後、今日に至るまで広島県東部・備後地区の生鮮品物流拠点として、また中国・四国地域の中核的拠点市場としての機能・役割を果たしてきました。

しかしながら、開設後50年近くが経過する中で、施設の老朽化が進行しているほか、実需者に求められるコールドチェーン等の機能不足も顕著になってきております。加えて、卸売市場法の改正に伴い、本市場も含めた卸売市場全体の競争環境が厳しさを増す中、今後も求められる機能・役割を果たしていくため、機能更新や機能強化等について、スピード感をもって進めていくことが重要となっております。

【図表1】 福山地方卸売市場の広域立地環境



【図表2】 福山地方卸売市場の立地・施設概要

項目	概要		
所在地	広島県福山市引野町一丁目1番1号		
現市場敷地面積	55,051 m ²		
開設者	株式会社福山地方卸売市場		
現市場 場内事業者数	<ul style="list-style-type: none"> ●卸売業者：青果3社・水産2社・塩干1社 ●仲卸業者：青果26社（うち、場内事業者9社）・水産2社 ●関連組合：4組合 		
現市場 主要施設	施設名称	構造	施設面積 (m ²)
	青果卸売場	鉄骨	8,992
	水産卸売場	鉄骨	5,508
	塩干棟	鉄骨	2,800
	青果仲卸店舗	鉄骨	1,048
	組合店舗・事務所	鉄骨	1,551
	管理事務所棟	鉄骨	373
	福山総合食品卸売協同組合店舗 (福山わくわく市場を含む)	鉄骨	1,458
	駐車場 (卸売業者分を含む)		24,182
都市計画による 制限 (土地利用規制)	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域 近隣商業地域（建蔽率：80%，容積率300%） ●開発許可 現市場用地は、市街化区域及び土地区画整理事業（引野土地区画整理）完了地内に位置しており、建築物の建築の用に供する目的で「区画形質の変更（公共施設（道路、水路、公園等）の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合）」を行う場合は開発許可が必要である。 ●都市計画施設（建築基準法第51条但し書） 現市場施設（卸売市場）は、建築基準法第51条但し書による許可を受けているが、一定規模以上の新築や増築を行う場合は、あらかじめ同法の許可が必要な場合もあるため、協議が必要である。 ●高さ規制 建築基準法による中高層建築物の届出（高さ10m超え） 環境条例による届出（高さ13m超え又は建築面積1,000 m²超え） ●その他 建設リサイクル法による届出（解体床面積80 m²以上、新築床面積500 m²以上ほか） 		

項目	概要		
インフラ施設 概要	項目	概要	関係機関
	電力	<ul style="list-style-type: none"> ●北側 市道「東深津春日幹線」より引込可能である。 ●東側 市道「引野 33 号線」、「引野 52 号線」より引込可能である。 ●南側 市道「東福山駅引野 1 号線」より引込可能である。 	中国電力
	ガス	各社プロパンガス	各社
	水道	上水道からの給水 (水産棟にて一部井戸水を使用)	福山市 (上下水道局)
	排水	汚水雑排水：下水道接続 雨水：場内排水路より河川へ排除	福山市 (上下水道局)
	通信	電力に同じ	NTT 西日本
土地・建物 所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ●開設者 : 株式会社福山地方卸売市場【民設民営】 ●土地所有者 : 福山市(駐車場、管理事務所棟底地、道路、水路) : 場内事業者等(上記以外) ●建物所有者 : 福山市(管理事務所棟) : 場内事業者等(上記以外) ●維持管理者 : 場内事業者等(業務委託等含む) 		

【図表3】 福山地方卸売市場付近見取図



【図表4】 福山地方卸売市場施設配置図



3. 市場再整備に関する考え方

(1) 基本目標 / 計画要点

福山地方卸売市場では平成 30 年（2018 年）8 月に「福山地方卸売市場運営方針」、翌年の令和元年（2019 年）8 月には、「福山市地方卸売市場～選ばれる卸売市場～」を策定しており、以下の方向性を定めました。

① 基本目標

今後の福山地方卸売市場の運営について、「取扱量の着実な拡大」、「選ばれる市場をめざした整備」、「市場内各社の経営力強化」の 3 点を運営方針の柱として、ハード・ソフトの両面から具体的取組を進める。

特に、老朽化に対応した施設整備を進める中で、加工・ピッキング場、物流施設の建設やコールドチェーンへの対応、市場開放エリアの検討等を同時並行で推進し、将来に向けた機能更新・機能強化を進める。

② 施設整備の要点

●閉鎖型施設への移行

コールドチェーン化に併せて、市場全体を外気から遮断できる構造を可能な限り進めることにより、積下ろしや荷捌き、積込みなどの作業中にも、可能な限り外気との接触を避けられる構造をめざす。

●市場内物流の機能強化

現市場の物流動線は、売場内の搬入・搬出口等が大型車両に対応出来ておらず、非常に効率の悪い動線となっている。そのため、入荷から出荷に至るまでの市場内物流工程について、合理的かつ利便性の高い動線を確保し、効率的な物流動線の構築をめざす。

●余剰地、既存施設等の活用

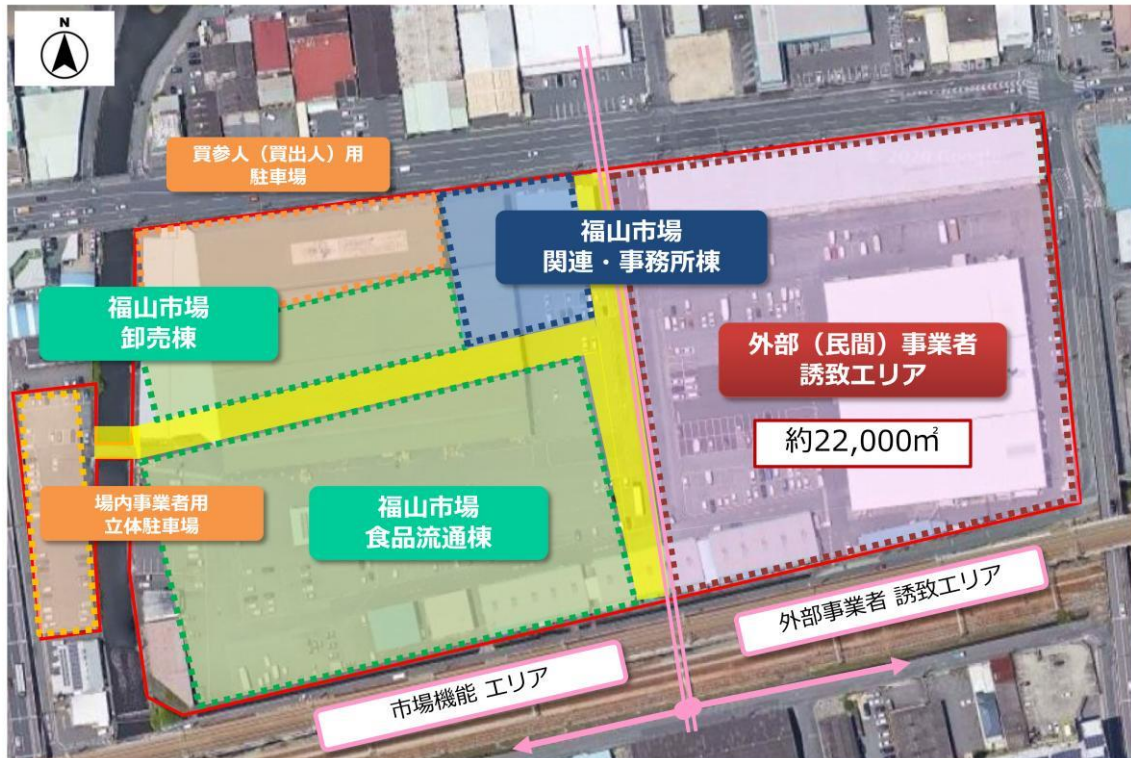
卸売市場法の改正に伴う市場流通に係る規制緩和に対応するため、敷地や施設の一部を他の用途として有効活用することも検討する。市場施設の高層化や付加価値機能の創出、駐車場の立体化等により、新たな余剰地も含めた敷地や施設の有効活用をめざす。

(2) 市場再整備イメージ素案

今回の予備調査参加事業者向けに、その検討や提案を喚起するために、先立って市場再整備に求める方向性や場内事業者等の意向を踏まえた「イメージ素案」について作成しており、その内容について以下に示します。あくまで、現時点でのイメージであり、参加事業者の創意工夫や新しい提案を縛るものではありません。

前述している通り、「再整備計画（案）」については、今回の予備調査にご参加頂いた応募者の提案や要望を踏まえ、場内事業者との意見調整を行った後、改めて、本調査時に提示する予定です。

【図表5】 市場再整備イメージ素案



① 外部（民間）事業者 誘致エリア

- ・ 老朽化更新と機能の強化を目的とした再整備により、市場機能のコンパクト化を実現させた場合に生まれる余剰地エリア。
- ・ イメージ素案上では、余剰地面積は約 22,000 m²となる。
- ・ 法令に準拠した施設であれば、余剰地に整備する施設用途や仕様は問わない。
- ・ 外部（民間）事業者には、余剰地活用と併せて市場機能エリアの整備を期待する。
- ・ 市場機能エリアの整備における投資回収については、利用する場内事業者からの施設使用料の徴収を基本と考えるが、余剰地活用（新施設整備）によって自身の収益性を確保することで、市場機能エリアの施設使用料については、場内事業者への過度な負担とならないようにしたい。

② 市場機能 エリア

(ア) 福山市場「卸売棟」

- ・ 量販店向けの大口取引については「食品流通棟」へ移管し、小規模小売や業務筋向けに取引を行う卸売機能を集約した施設。
- ・ 施設は平面レイアウトで、部門ごとの間仕切り等は設けず、各部門の取扱量の変化に応じ、施設をフレキシブルに使用できるようにする。
- ・ 青果部門、水産部門、塩干部門の卸売業務をひとつの場所で行い、関連商品を扱う施設（「関連・事務所棟」）も近傍に配置することで、買参人や買出人等、市場に直接買い付けに来る事業者の“買い廻り”の向上を狙う。

- ・平面駐車場（買荷保管積込所）を一体的に配置することで、時間帯によっては、このゾーンを一般市民向けに開放した小売やイベント開催を可能にして、新たな「賑わい創出」を図る。

(イ) 福山市場「食品流通棟」

- ・現在の福山地方卸売市場の取引実態として、民設民営市場の自由度を生かし、各部門の卸売業者はいずれも、買参権を持つ量販店と相対で直接取引を行っており、その取扱量が福山市場の大部分を担っているという現実への対応。
- ・量販店向けの大口取引については、仕分け、ピッキング、加工、配送業務を効率的に行えるセンター機能「食品流通棟」を整備し、業務を集約させる。
- ・施設は多層レイアウトとし、フロア毎に部門別機能を配置。
- ・ランプウェイの構築により、上階へのトラック動線を確保。
- ・各部門の卸売業者が場外で行っている加工や配送業務についても、当該施設へ集約し、さらなる業務効率化を図る。
- ・『せりや小口取引が中心の卸売業務』と『相対での大口取引や量販向けのセンター業務』を機能分離することで、施設面積の有効利用と物流効率化、省人化が図れるほか、市況が求めるコールドチェーンや HACCP 等の品質対応も可能とする。
- ・現在、福山市と「災害時における物資輸送拠点としての施設利用及び運営等の協力に関する協定書」を交わしているため、有事の際、卸売市場機能を最大限に発揮し、防災面における市民への貢献ができる施設とする。

(ウ) 福山市場「関連・事務所棟」

- ・「総合食品卸売協同組合」と「福山わくわく市場」の店舗群を中心とした、関連商品を集約した施設。
- ・施設レイアウトは2層を基本とし、関連商品を取扱う店舗や売場は1階に配置し、各部門の組合事務所や管理事務所等の事務所機能は2階へ配置する。
- ・卸売棟と同じゾーンに配置することで、買参人や買出人等、市場に直接買い付けに来る事業者への“買い廻り”の良さを演出することで、顧客を引込み、取扱量の増加を狙う。
- ・卸売棟と連携し、曜日や時間帯によって、一般市民向けの「食」、「観光」、「交流」、「賑わい」等の機能提供ができる施設計画とする。
- ・組合事務所を同位置に配置することで、組合員が利用する事務手続き等が近傍の1カ所で完結するとともに、組合員向けの懇談スペース等を設けることで、所属を超えた組合員同士の交流の場を創出。

(エ) 立体駐車場（場内事業者向け）

- ・新施設を整備する過程（ローリング工程）において、継続的に駐車場敷地を確保していくことが困難であるほか、整備後余剰地の最大化を考えると、駐車場の立体化が必要。

- ・階数は、必要駐車場の台数により計画。
- ・場内事業者は、この立体駐車場以外での市場内駐車を止め、利用については、一定の料金徴収を行う予定。
- ・入退場を自動ゲート管理とし、場外道路付（水路の側道）からの入退場を可能にすれば、一般開放と併用することで空車時の稼働率を上げ、収益向上へ寄与させることも可能にする。

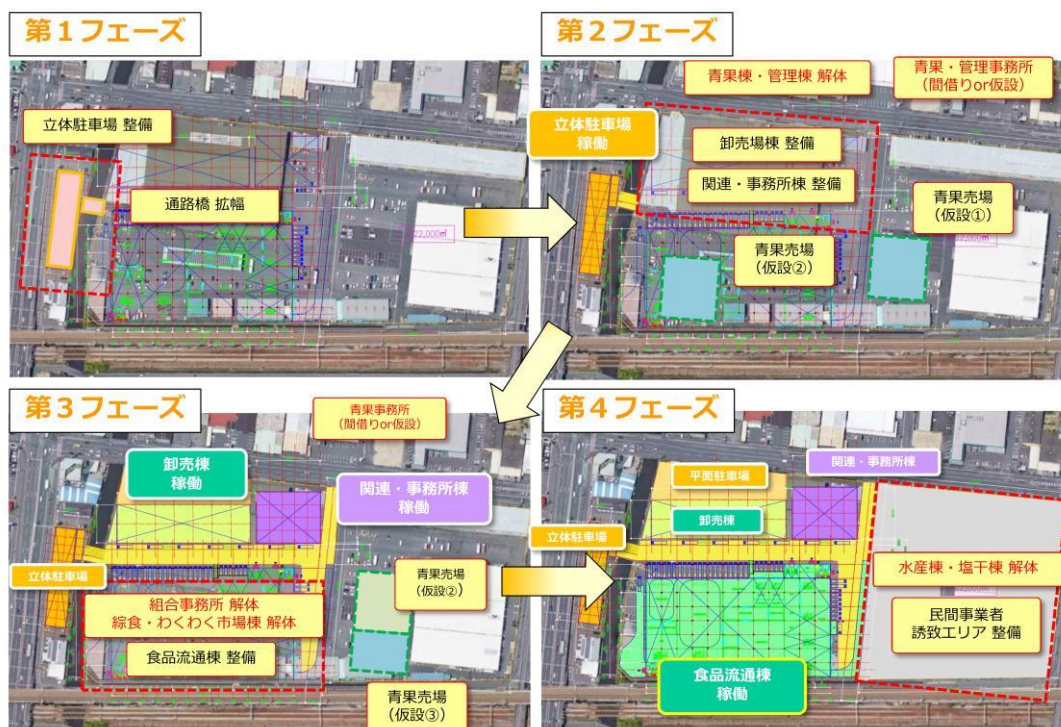
(オ) 平面駐車場（買参人/買出人向け）

- ・卸売棟、関連・事務所棟を利用する買参人・買出人（一般市民）向け駐車場。
- ・平面駐車場とし、買荷保管積込所も兼ねる。
- ・不特定多数の利用があり、福山市場を利用する顧客向けの駐車場であるため、利用については、無料を基本とする。（ゲート管理することで、長時間にわたる駐車については、料金徴収を図ることも検討する。）
- ・不特定多数が利用する卸売棟のゾーンと、利用者が特定できる食品流通棟のゾーンを明確に分け、駐車場の利用ルールも徹底することで、セキュリティ管理や衛生管理の向上を図る。

【図表6】 市場機能エリア イメージ



【図表7】 再整備ローリング計画 イメージ



(3) 事業方式（手法）イメージ

福山地方卸売市場の再整備に当たっては、PPP による様々な民間活力の手法を導入することにより、再整備を実現・推進していくことをめざしています。

現在、市場敷地については、福山市（駐車場、管理事務所棟底地、道路、水路）と場内事業者等（前述以外）で所有しており、市場施設についても、福山市（管理事務所棟）と場内事業者等（管理事務所棟以外）で所有しています。

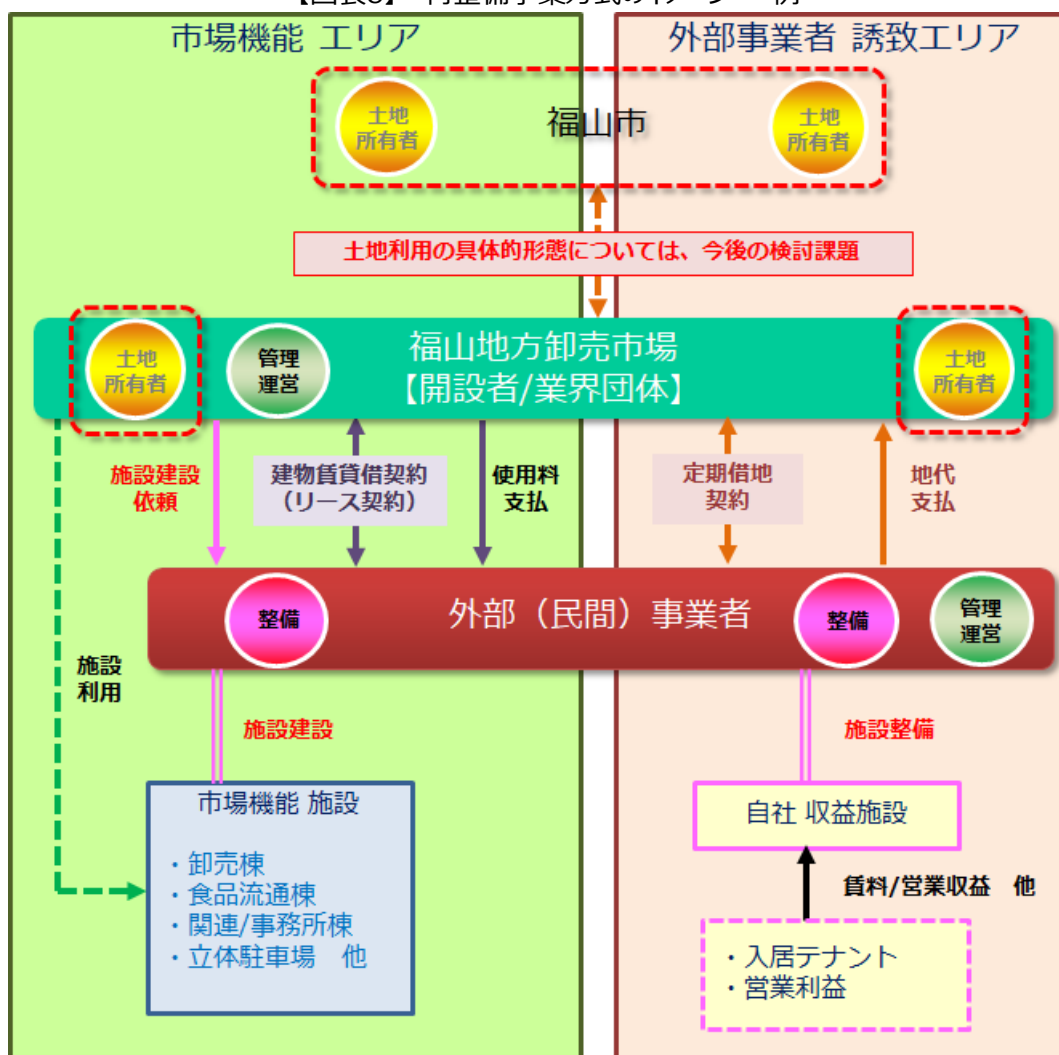
土地・建物共に所有権を有している福山市と場内事業者等で、再整備計画推進に向け、効率的かつ秩序ある土地利用について、検討していく予定です。

その際、今回の参加事業者からの提案や要望を反映させたかたちで、事業方式についても具体的に検討していく予定です。

市場機能エリアの整備については、施設使用料の低減を目的に、国の交付金を可能な範囲で活用したいと考えております。その点についても、交付金を受ける事業者等、事業方式や手法について提案があれば、お願いします。

以下にイメージしている一例を示します。あくまで、現時点での仮定であり、参加事業者の創意工夫や新しい提案を縛るものではありません。

【図表8】 再整備事業方式のイメージ 一例



再整備計画地に関しては、「市場機能エリア」、「外部事業者誘致エリア」、というかたちでその利用用途に基づき区分を行い、土地利用の整序を図る。

整序に伴う土地利用の具体的形態やその方法等については、現在、所有権を有している福山市と場内事業者等で検討を進めていく。

外部（民間）事業者に関わる部分について、地代の支払いは、市場機能施設を整備することを前提に、「外部事業者誘致エリア」（自社収益施設の計画地）のみとする。

市場機能施設と外部（民間）事業者活用エリアで整備する自社収益施設双方について、整備可能な事業者が各施設の整備を実施し、施設を所有する。

市場機能施設については場内事業者等から施設使用料の支払いを受けるが、施設償却完了後（投資回収完了後）、所有権を福山地方卸売市場に移管することを前提としたリース契約とする。（市場機能を永続的・安定的に維持していくため。）

整備した施設の管理・運営については、原則民間事業者とするが、市場機能部分の施設運営・管理については、福山地方卸売市場が行うこととし、卸売市場全体の開設業務も福山地方卸売市場が、引き続き担う。

(4) 借地料・施設使用料等事業条件イメージ

① 定期借地料

施設整備を行う民間（外部）事業者は、整備計画地や専用駐車場など、占有使用する土地については、借地料等（土地売却を前提した提案をする場合を除く）の支払いが発生します。

現時点では、借地期間は50年未満、借地料については月額380円/㎡（1,256円/坪）以上を想定しておりますが、今回の予備調査においては、整備事業者の自由提案に委ねることとします。各自の提案内容や周辺相場を勘案し、借地期間、借地料等について、提案下さい。

② 市場施設使用料

現市場では、部門別（青果、水産、塩干、他）に資産管理を行っている各団体へ、場内事業者がそれぞれに施設使用料を支払っております。その金額は、概ね月額2,800円/坪（847円/㎡）程度（ドライ荷捌場の場合）と考えて下さい。

民間（外部）事業者による市場機能エリアの整備を期待しており、余剰地活用（新施設整備）によって自身の収益性を担保させることで、場内事業者が支払うべき市場機能エリアの施設使用料については、整備後も過度な負担とならないような提案を期待しております。

(5) その他

これからも、備後圏域の食品流通の拠点として、非常時のライフラインとして、福山地方卸売市場が今後もなくしてはならない重要な社会インフラを担い続けるために、今回のサウンディング調査を基に、再整備計画を策定していくこととしております。

今回の予備調査にあたっては、福山地方卸売市場の再整備に向け、民間（外部）事業者や市場関連事業者から広く意見や要望、提案を募るものですので、再整備への参画の可否や係わり方の強弱、事業主体の大小に拘らず、様々な角度からの提案参加を期待しております。

(6) 事業全体スケジュール（想定）

現時点における再整備等の事業スケジュールは以下を想定しております。

- 令和元年度～令和2年度：再整備計画（案）策定、第2回調査（本調査）実施
- 令和2年度：福山地方卸売市場 再整備計画決定
- 令和3年度：再整備事業者公募・選定
- 令和3年度～：基本設計・実施設計・市場施設等建設
- 令和5年度～：新施設 順次稼働

4. サウンディング型市場調査（対話）実施にあたっての応募手続等

(1) 対話の対象者

- ① 「市場機能の更新（建設）」、「一般市民向けの賑わい創出」や「余剰地活用」について、事業手法や整備の方向性、事業参画可否や市況ニーズ等、提案や意見が可能な民間（外部）事業者
- ② 福山地方卸売市場再整備にあたり、改善すべき課題や求める機能、期待する内容等について、提案や意見が可能な市場関連（関係・利用）事業者（生産者様、実需者様）

応募者は事業者として以下に掲げる要件を満たす者で、単独の法人または複数の法人で構成されるグループとし、個人での応募は認めません。

なお、グループで応募する場合、応募時点において SPC（特別目的会社）を設立していることは要件としませんが、グループのうち、申込手続等を担う代表者は下記の要件を満たしていることを要件とします。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- 国税（法人税、消費税）又は地方法人税を滞納していないこと。
- 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる（ア）から（工）まですべての要件を満たすものであること。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - （イ）暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統率下にある法人等でないこと。
 - （ウ）法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - （工）法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

(2) 対話の内容（意見、提案、要望をヒアリングしたい内容）

対話では、主に、以下の内容についての意見や提案をお聞かせ頂きたいと考えており、【様式3】サウンディング型市場調査ヒアリングシートもご参照のうえ、対話当日までにご準備をお願いします。

- 福山地方卸売市場の市況ニーズ
- 再整備に関する民間活力導入の可能性、手法、条件等
- 再整備事業への参画意向
- 市場再整備イメージ素案に対する見解
- 市場機能の更新・機能強化に向けた提案、意見、要望
- 福山地方卸売市場の活性化等に向けて、新たに必要と考えられる機能、設備、入居事業者、役割、他
- 再整備事業方式イメージに対する見解
- 再整備後の場内事業者の施設使用料負担軽減に向けた方策
- その他、市場再整備及び事業全体の推進に向けた問題点、課題、意見等

今回の予備調査の結果を基に、「再整備計画（案）」を策定し、本調査を実施予定です。予備調査にご参加頂いた事業者に対し、優先的に次回の本調査にご参加頂く予定ですが、今回調査へのご参加が、次回本調査への強制、ならびに決定（確約）を約束するものではないことは、ご留意下さい。

(3) 参加申込手続

① 参加申込手続期間

令和2年（2020年）3月16日（月）～3月30日（月）のうち、3月25日（水）及び、土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後3時まで。

② 参加申込方法

【様式1】サウンディング型市場調査参加申込書に記入のうえ、郵送（書留郵便等追跡可能な送付方法）または電子メールにて、（9）に示す提出先まで送付願います。
なお、電子メールの場合は、提出後に電話にて到着確認をお願いします。

(4) 実施要領及び対話に関する質問等の受付

① 質問受付期間

令和2年（2020年）3月16日（月）～3月30日（月）のうち、3月25日（水）及び、土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後3時まで。

② 質問受付方法

【様式2】サウンディング型市場調査質問書に記入のうえ、電子メールにて（9）に示す提出先まで送付願います。
なお、提出後に電話にて到着確認をお願いします。

③ 質問に対する回答の公表

受け付けた質問に対する回答は、応募者の個別提案に影響が生じる可能性の内容を除き、4月6日（月）を目途に、(9)に示すホームページ上において公表します。

なお、質問を行った事業者名については公表しません。

(5) 対話日時及び対話実施場所

対話は、令和2年（2020年）4月13日（月）～4月17日（金）のうち、4月15日（水）を除く午前9時～午後5時の間で、参加申込書に記載頂いた希望日をもとに、事務局で実施日時を決定します。

実施場所については、原則、福山地方卸売市場管理事務所棟内会議室とし、実施日時と併せて応募者に連絡します。

なお、実施日時等については、必ずしも希望に沿えない場合もあるため、希望日時については、可能な限り複数日時の提示をお願いします。

(6) 書類の提出等

対話に際し、必須の提出資料はありません。

但し、対話では(2)に示す内容について、提案や意見交換を実施する予定です。限られた時間内で、実のある対話を行うためにも、【様式3】サウンディング型市場調査ヒアリングシートについてはなるべく記載し、ご提出をお願いします。

また、提案内容等の説明に必要な場合は、各自で作成した資料等を持参・提示し、ご参加頂いても構いません。

(7) 結果の公表

対話の実施結果については、概要の公表を予定しております。

なお、応募者の名称等については公表しません。また、応募者のノウハウや創意工夫等に配慮し、応募者の個別提案に影響が生じる可能性がある内容については、公表内容について事前に応募者へ確認を行った後、了承を得られた内容のみを公表するものとします。

(8) 留意事項

対話の実施にあたって、以下の留意事項をご確認下さい。

- 福山地方卸売市場の市場再整備については現在検討中であり、サウンディング調査の内容を以て、市場再整備の方向性や機能更新、事業内容等を決定するものではありません。
- サウンディング調査への参加や提案内容等によって、福山地方卸売市場の市場再整備事業に関する事業者公募・選定における直接的な評価対象とはなりません。
- サウンディング調査への参加に要する費用は、応募者の負担とします。

- サウンディング調査終了後も、必要に応じて追加の対話等を実施させていただく可能性があり、その際には、別途、個別に連絡・相談等をさせていただくことがあります。

(9) 本件に係る問い合わせ先

本件に係る問い合わせ先は、事務局を福山地方卸売市場内に設置します。

【事務局（問い合わせ先）】

- 事務局 : (株)福山地方卸売市場 市場長 池田幸博
- 住所 : 福山市引野町一丁目1番1号
- 電話 : 084-941-6739
- FAX : 084-941-6739
- メール : sizyo@kkf.biglobe.ne.jp
- ホームページ : 【福山地方卸売市場】
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~fukuyamasizyo/index-2.htm>

※本実施要領等に関するお知らせ、情報提供は、福山地方卸売市場ホームページ内にて公表します。

※本実施要領等に関するお知らせ、情報提供について、福山市ホームページ内からもリンクできるようになっております。

【福山市経済環境局農林水産課】

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/norinsuisan/376.html>